

令和8年度

# 砺波市立砺波東部小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、子供の心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。学校には、いじめを予防し、すべての子供たちが安心して生活し、共に学び合う環境を作ることが強く求められており、平成25年6月には国会において「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)が成立したほか、同10月には国のいじめ防止基本方針(以下「国の基本方針」という)、平成26年2月には「富山県いじめ防止基本方針」(以下「地域基本方針」という)が決定された。

本校では、法及び「砺波市いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえて「砺波市立砺波東部小学校いじめ防止基本方針」を定めている。全校体制で発達段階に応じた人権意識の涵養に取り組むと共に、いじめのない安全・安心な学校づくりに努めていきたい。

## I いじめ問題の理解

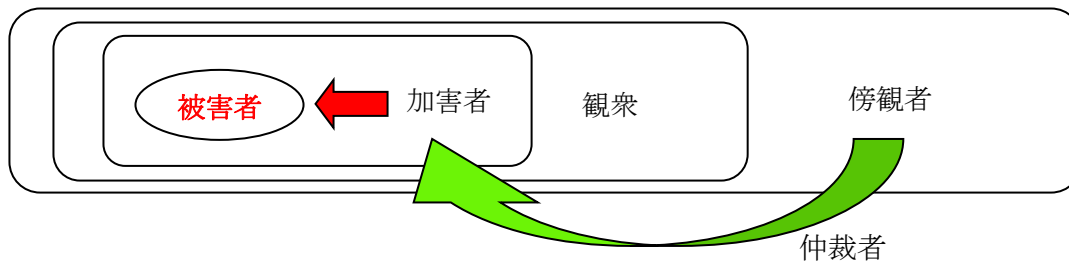
### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条)

※ 平成18年以前の定義では「自分より弱者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としていたため、「弱い」かどうか(児童の力関係)、「継続的」かどうか(回数)、「深刻」かどうか(程度)の判断が表面的、形式的になりがちであったため、いじめられた児童の立場に立って判断できるように改められた。

### 2 いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側の二者関係だけで成立しているのではなく、周囲ではやし立てたり面白がったりする存在(観衆)やその周辺にいても見て見ぬふりをして行為に暗黙の了解を与えている存在(傍観者)の存在があって成り立っている。



したがって、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」が現れるような学級経営を行うことが望まれる。(生徒指導提要 P133)

### 3 いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは、子供の心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。
- ・いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こりうる。
- ・だれもが被害者にも加害者にもなり得る。
- ・いじめを行ってはならない。
- ・大人は、いじめを起こさせない。いじめられている子供を守らねばならない。
- ・すべての場所で、すべての人が「いじめを許さない」取組を行う。

## II いじめへの対応

### 1 いじめの未然防止

#### (1) 全職員の共通理解

法や国の基本方針の他、「いじめの防止と解消のために」(富山県教育委員会)、「砺波市小中学校いじめ防止の手引き」等の主旨を全職員で共通理解し、学校一丸となって組織的に対応することが必要である。

#### (2) 校内研修の充実

いじめの防止等に関する資質の向上を図り、教職員の人権感覚を高めるための効果的な研修会を計画的に企画・実施する。その際は、全職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を積極的に取り入れるとともに、以下の資料等を参考に、客観的な見方や考え方が育つように留意する。

〈校内研修参考資料〉

- ・生徒指導支援資料1「いじめを理解する」(国立教育政策研究所)
- ・生徒指導支援資料2「いじめを予防する」(国立教育政策研究所)
- ・生徒指導支援資料3「いじめを減らす」(国立教育政策研究所)
- ・生徒指導支援資料5「いじめに備える」(国立教育政策研究所)
- ・生徒指導支援資料6「いじめに取り組む」(国立教育政策研究所)
- ・富山県いじめ防止ハンドブック

#### (3) いじめ防止対策のための委員会

- ①管理職、担当教職員、スクールカウンセラー等の専門的な知識を有する者、その他関係者などからなる「いじめ防止対策委員会」(以下「委員会」という。詳細は後述)を設置し、校務分掌に位置付ける。
- ②いじめ防止対策委員会の構成員は校内生徒指導委員会を基本とし、必要に応じて管理カウンセラーや心の教室相談員などの支援職員を加えて協議を行う。なお、臨時職員を協議に加える場合には内容を吟味し、児童の個人情報外部に漏れることがないように留意する。
- ③いじめ防止対策委員会は、今年度は年3回(7月、12月、2月)定期的に行うほか、必要に応じて校長が招集して行う。

#### (4) 全教育活動を通じた指導

- ①児童の豊かな情操と道徳心、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえて、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ②いのちの教育や人権教育、他を思いやる心を育てるとともに、規範意識の醸成や児童自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動しようとする自律性を育むことを重視する。
- ③児童同士、また児童と教師との信頼関係を育むために、多面的な児童理解と自己有用感、自己存在感を味わわせる学級づくりを目指す。
- ④いじめは二者関係だけで生じるものではなく、学級担任がいじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる。(生徒指導提要 P133)
- ⑤各教科の指導においては、正誤や結果ばかりを重視することなく、学習過程における考え方の形成に目を向け、互いの違いやよさを認め合うことができるような指導に心がける。
- ⑥タブレット端末利用に際して明確なルールを提示したり、情報モラル教育の充実を図ったりすることで、インターネットによるいじめ等の未然防止、早期解決を図る。
- ⑦児童会活動の議題としていじめ問題を取り上げ、児童が自主的にいじめの問題について考え議論するなど、主体的にいじめ問題に関わろうとする意識を育てる。

## 2 いじめの早期発見

### (1) 日常的な児童理解

教職員は、チェックリスト(「いじめの防止と解消のために」富山県教育委員会)を活用するなどして小さなサインを見逃さないよう日常的な児童理解に努めるとともに、「こころの天気」に入力された内容からいじめにつながるおそれのある記述については速やかに聞き取りを行い、解決に向けて取り組む。授業時間だけでなく、朝・帰りの会や休み時間、給食・清掃の時間等における児童の表情や言動、しぐさ、人間関係等の変化や違和感に気を配る。

### (2) 教育相談週間

毎学期、一定期間の教育相談週間を設けるなどして、教育相談体制の充実を図る。相談週間で把握した課題(いじめに限らず)について、いじめ防止対策委員会を含む校内生徒指導委員会や、全教員で行う「学校全体で見守る子供」研修会に報告をあげ、担当者の共通理解を図る。また、特にいじめに係る課題については、委員会に諮り、チームサポートを早期に開始できるようにする。

### (3) アンケート調査

年2回(6月、11月)行う児童や保護者へのいじめ調査をもとに、実施後に必要な児童に個別の教育相談を行うなど、きめ細やかな実態把握に努める。また、いじめ調査の際に、インターネットを利用する中での悩みやトラブルに関する調査を実施することで、インターネットによるいじめ等の早期発見に努める。

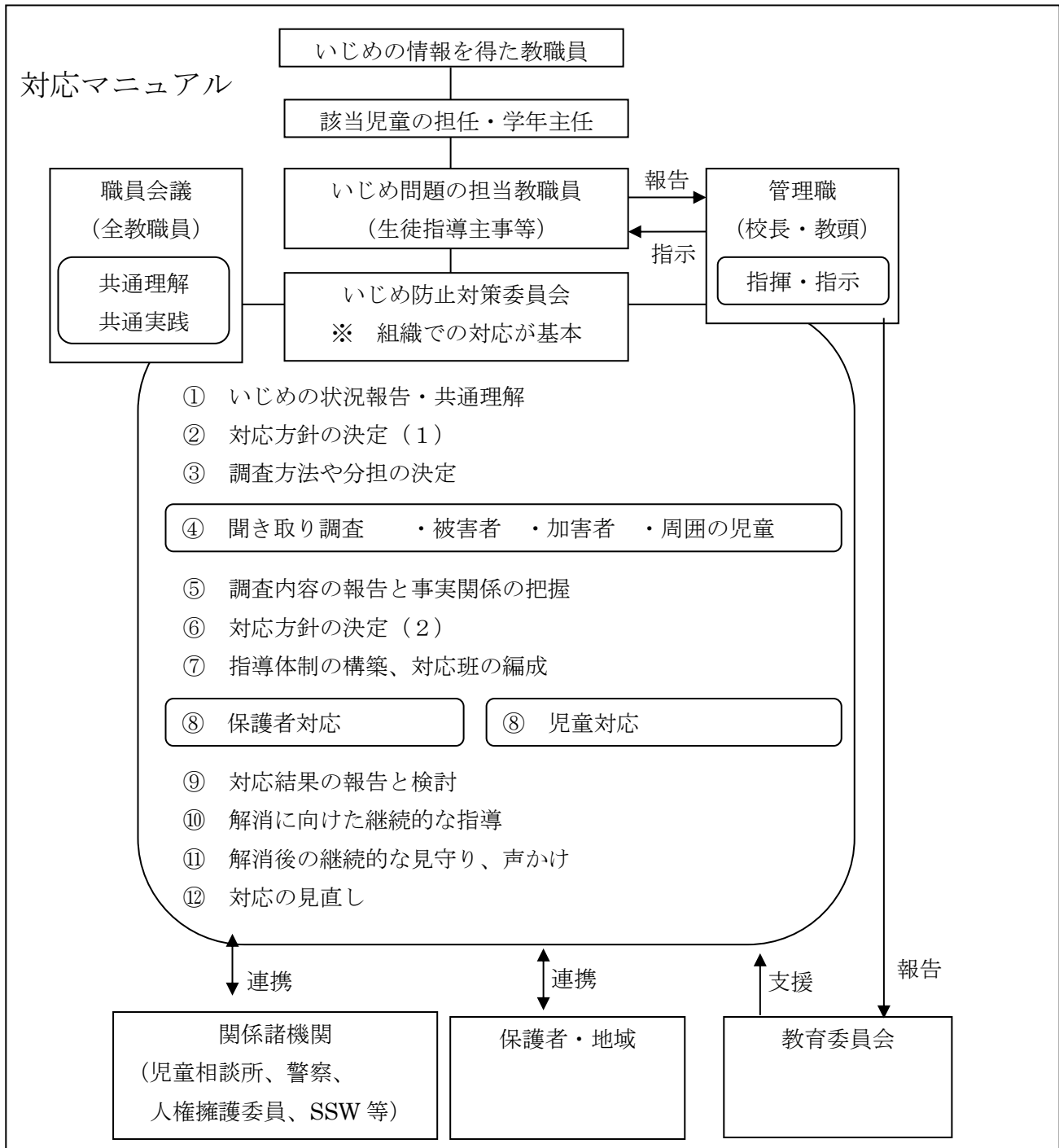
### (4) 相談機能の充実

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の相談員の活用等により相談機能を充実し、児童の悩みを積極的に受け止めることができるようにする。

### 3 いじめへの早期対応

#### (1) いじめ対応マニュアル

いじめが疑われる状況を把握した場合は、以下の「対応マニュアル」に従って、的確な初期対応を行う。



#### (2) 初期対応シート

いじめが疑われる事案への対応について、関係職員が具体的に取り組む事柄と実際に行ったかどうかをチェックするとともに、管理職を含めた関係者がその取組状況を共有でき

るようにするためのシートを作成する。シートには職員の対応の他、保護者の応答等も記入することとし、取組状況の記録として保管する。また、データ化して情報を蓄積・共有することで、同一児童にかかわる問題が繰り返し発生したり継続したりしていないか確認し、早期発見や未然防止の手立てとしても活用する。(個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせ、少なくとも卒業・転出後、5年間は保存する。)

### (3) 全校体制による対応

対応マニュアルに基づいて行動する場合でも、特定の教員だけで抱え込むことなく、情報をいじめ防止対策委員会で共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制で迅速かつ適切な対応を取ることができるようにする。

### (4) 関係機関との連携

学校のみで解決することに固執せず、速やかに教育委員会に報告するとともに保護者に知らせ、適切な連携を図る。また、保護者等からの訴えを受けた場合には、謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。

### (5) 情報収集と情報保護

事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。また、把握した児童等の個人情報については、安易に外部に伝わることをないように、その取扱いに十分留意する。

### (6) 教育委員会への報告

教育委員会への報告は、発生時または発見時に直ちに略報で知らせ、その後は指導経過を含めて早期に書面で行い、また解決に至るまで継続する。また、警察等外部機関との連携が必要な場合など必要に応じて、教育委員会へ助言を仰ぎ、適切な支援を得ることができるようにする。

## 4 再発防止

### (1) 継続的な指導と観察

同じ児童が被害にあういじめが再発したり、ターゲットを変えていじめが続いたりすることを防ぐために、一旦、解決したと思われる場合でも、初期対応シートも利用しながら、十分に注意して継続的な観察を行ったり、必要な指導を行う。(少なくとも3か月を目安とする。)

### (2) 未然防止対策の見直しと強化

問題が収束したと考えられる時点で、対処の仕方を振り返り見直すとともに、対処を通して得た知見を広く共有し、再発防止を目指す。

## 5 いじめ防止対策委員会

### (1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、保健主事、養護教諭とする。場合によっては、関係する学級担任、教科担任等が参加し、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とする。必要に応じて、心理や福祉の専門家(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー)、支援スタッフを加える。

### (2) 役割

- ・学校基本方針に基づく取組と実施の進捗状況の確認。
- ・「いじめが起きにくい」「いじめを許さない」環境づくり。

- ・児童いじめ調査、保護者いじめ調査の結果の検討。
- ・教職員の共通理解と意識啓発(いじめに関する校内研修の企画立案)。
- ・保護者、地域に対する情報発信、情報収集。
- ・児童及び保護者に対して、いじめ防止対策委員会の存在や活動を認識される取組の実施。
- ・いじめ事案への対応、相談窓口。
- ・学校基本方針、年間計画等の見直し。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ・いじめにより、在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・いじめにより、在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき。(法第28条1項)

### (2) 発生の報告

- ①重大事態が発生した場合(疑いがあると認める場合も含む)には、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告する。

### (3) 調査

- ①重大事態が発生した場合には、教育委員会と連携して、通常のいじめ防止対策委員会とは別に、重大事態への対処のための組織を設置するとともに、教育委員会の適切な指導及び支援の下で、質問票その他の適切な方法で事実関係を明確にするための調査を行う。
- ②関係児童の保護者に、教育委員会や学校が行う調査に協力するように求める。
- ③上記の調査を行った場合は、教育委員会の適切な指導及び支援の下に、被害を受けた児童及びその保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④被害を受けた児童及びその保護者以外の関係者及びマスコミ等への情報提供については、関係児童の個人情報や心情に配慮して、慎重に判断しなければならない。

### (4) 対応

- ①「被害児童を絶対守る」ことを第一に、教育委員会との連携を密接にして対応に当たる。
- ②加害児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは早めに警察と連携するなど、関係諸機関との積極的な連携を行う。
- ③いじめを原因として、被害児童が教室に入れない場合は、早期に受け入れが可能になるよう学級指導等を行うとともに、学習機会を確保するために別室登校や別室授業等の手立てを講じる。
- ④いじめを原因として、被害児童が登校できない状態が続く場合は、適応指導教室等での学習や家庭での学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限保障できるよう支援する。
- ⑤関係児童の保護者との連携を断ち切ることがないように最善を尽くす。特に被害児童の保護者に対しては、対応方針の説明とそれに対する理解を得られるようにするとともに、それまでの指導・支援や情報提供等に不備があった場合は誠意をもって謝罪する必要がある。また、加害児童の保護者に対しては事実を正確に伝えるとともに、被害児童の

心情や解決に向けた学校の指導方針の説明および理解促進に努めなければならない。場合によっては、出席停止も視野に入れて指導方針を立てる。

- ⑥報道機関等への対応は、学校の正常な教育活動に支障が生じることのないように、管理職を通じて行う。
- ⑦対応に当たって、隣接する学校との連携(応援要請)や報道機関対応への具体的な指示、当該学校の児童及び保護者の不安の解消など予想される限りの事柄について幅広く支援を行うよう、教育委員会に協力を求める。

### (5) 第3者委員会

- ①重大事態への対処又は発生防止のための附属機関(第3者委員会)を設ける必要があると市長が判断した場合は、教育委員会がその対応に当たる。
- ②附属機関が、上記(3)の調査結果について調査を行う場合は、関係者の個人情報の保護と学校の正常な教育活動の維持に留意しながら協力する。

## Ⅲ 計画・評価

### 1 PDCAサイクル(年間計画の作成)

- (1) PDCAサイクルの期間、「取組評価アンケート」の内容をいじめ防止対策委員会で決定し、取組に対する見直しを行う。
- (2) PDCAサイクルには、個別相談や教育相談を含むいじめ防止のための取組の年間計画、取組に対する評価アンケートの実施および集計時期、いじめ調査結果に基づくいじめ防止対策委員会の実施時期、委員会での検討内容を全職員で共通理解する校内研修会の実施時期等を位置付け、いじめ防止のための年間計画を作成する。

月	いじめ防止に向けた主な取組 (○児童や保護者等、●教師)
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめ防止対策委員会(年間計画立案)</li> <li>●情報の引き継ぎ</li> <li>●「いじめ気付きチェックシート」活用の共通理解</li> <li>●人間関係づくりのためのSSTの実施</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運動会を通じた人間関係づくり</li> <li>●いじめに関する授業を実施</li> <li>●道徳：重点項目に関する授業実施</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保認小連絡会</li> <li>○いじめ調査(児童、保護者)</li> <li>○児童個別面談</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめ防止対策委員会</li> <li>●生徒指導委員会</li> <li>●情報モラル指導「情報安全」</li> <li>○個別懇談会の実施</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒指導部会(取組の評価と2学期に向けて)</li> <li>●生徒指導に関する研修会の実施</li> </ul>

9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人間関係づくりのためのSSTの実施</li> <li>○人権意識を高める2学期の学級組織づくり</li> <li>○児童会によるいじめ防止に関する取組</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習発表会を通じた人間関係づくり</li> <li>●情報モラル指導「責任ある情報発信」</li> <li>●いのちに関する授業の実施</li> <li>●道徳：重点項目に関する授業実施</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ調査（児童、保護者）</li> <li>○児童個別面談</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめ防止対策委員会</li> <li>●生徒指導委員会</li> <li>○人権週間（児童会によるいじめ防止に関する取組）</li> <li>●人権に関する授業の実施</li> <li>○個別懇談会（希望者）の実施</li> <li>●生徒指導部会（取組の評価と3学期に向けて）</li> <li>※いじめに関する実態を市教委へ報告</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人間関係づくりのためのSSTの実施</li> <li>●情報モラル指導「健全な情報社会の形成」</li> <li>○いじめ対策に係る学校評価の実施（保護者）</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道徳：重点項目に関する授業実施</li> <li>○いじめ調査（児童、保護者）</li> <li>○児童個別面談</li> <li>●いじめ防止対策委員会</li> <li>●生徒指導委員会</li> <li>●保認小連絡会</li> <li>●小中連絡会</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き継ぎ資料の作成</li> <li>●生徒指導部会（取組の評価と次年度に向けて）</li> <li>※いじめに関する実態を市教委へ報告</li> </ul>

## 2 Plan - Do

教職員の異動等をふまえ、年度初めに「学校基本計画」「年間計画」「評価アンケート」等について全職員で確認し、実施について共通理解する。

## 3 Check - Action

学期ごとに取組を振り返り、長期休業中に会議等を行うなどして、次学期の取組を決定する。評価アンケートの項目には以下のようなものが考えられる。

- いじめへの対処方針等について全職員が確認している。
- いじめの問題について校内研修を実施している。
- いじめの実態を把握するために定期的な調査や個別懇談を実施している。
- 子供たちがいじめ問題について主体的に考える取組を実施している。
- 「ネットいじめ」防止のために、情報モラル教育を実施している。

# IV 家庭や地域、関係機関等との連携

## 1 家庭、PTAとの連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- (2) 保護者懇談会等の機会に応じて、家庭と学校とが同じ考えで子育てやいじめ問題に向かうことができるように情報共有を図る。
- (3) 発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、学校外でのインターネットを通じて行われるいじめを防止するために、保護者に対して必要な啓発活動を行う。

## 2 教育振興会等、関係諸団体との連携

地域を挙げていじめ防止に取り組む機運を高めるために、地域の民生委員・主任児童委員と情報交換の場を必要に応じて設ける。

## 3 校種間の連携

小学校でいじめが認められた児童、またはいじめに発展する可能性があるトラブルがあった児童については、小中連絡会や「小中連携シート」等を活用して、情報が確実に中学校に伝わるようにする。